

# オーストリアの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

オーストリア共和国（ドイツ語では「Republik Österreich」。以下「オーストリア」という）は、連邦共和制の国家である。連邦を構成する9つの州も、国家としての性質を有している。公用語はドイツ語である。首都であるウィーンには、国際原子力機関（IAEA）の本部を始めとして、多くの国際機関の本拠が設置されている。

オーストリアは、かつてはハプスブルク家の興隆により神聖ローマ帝国及びオーストリア＝ハンガリー帝国の中核地域となり、英国、フランス、ドイツ及びロシアと並ぶ五列強の1つであったが、第一次世界大戦での敗戦をきっかけに領土の大半を失った。第二次世界大戦中にはナチス・ドイツに併合され、また、戦後は連合国に分割占領されていたが、遂に1955年に永世中立を条件に独立が認められた。

オーストリアは、その地理的な位置関係や上述のような歴史的な経緯から、中欧・東欧との繋がりが深く、近年、オーストリアからこれらの地域への投資・貿易が活発に行われている。

オーストリアの法制度は、ローマ法を継受しており、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。オーストリアは、歴史的・文化的にドイツとの関係が深く、オーストリア法とドイツ法は、相互に強い影響を及ぼし合ってきたといえる。

## II 憲法

オーストリアの憲法は、単一の憲法典により構成されるのではなく、さまざまな法源により構成されている。その主なものは、①高名な法学者ハンス・ケルゼン（Hans Kelsen）により起草され1920年10月1日に制定された「連邦憲法」（Bundes-Verfassungsgesetz, B-VG）、②多くの「憲法法律」（Verfassungsgesetz）という名の法律、③通常の方法に規定されている「憲法規定」（Verfassungsbestimmung）及び④「憲法の地位にある条約」（Staatsvertrag mit Verfassungsrang）である<sup>2</sup>。なお、連邦レベルだけでなく、9つの各

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 『各国憲法集(3) オーストリア憲法』（国立国会図書館調査及び立法考査局、平成24年3月）2頁。

州にも、州憲法等が存在する。

連邦憲法は全 152 条からなり、極めて詳細な内容が含まれているが（但し、人権に関する規定は極めて少ない）、改正も頻繁に行われている。

連邦憲法の主な体系は、表 1 のとおりである。「第 3 章 連邦の執行」の中に、「行政」と「裁判」の節が置かれていることは、ハンス・ケルゼンの法秩序感（「憲法」→「法律」→「執行（行政・裁判）」という法の実現過程の図式）の反映といえるかもしれない<sup>3</sup>。

表 1：オーストリア憲法の主な体系（2012 年 7 月 25 日現在）<sup>4</sup>

第 1 章 総則及び欧州連合	A. 総則
	B. 欧州連合
第 2 章 連邦の立法	A. 国民議会
	B. 連邦議会
	C. 連邦総会
	D. 連邦法律の立法手続
	E. 連邦による執行への国民議会及び連邦議会の関与
	F. 国民議会及び連邦議会の議員の地位
第 3 章 連邦の執行	A. 行政 < 1. 連邦大統領、2. 連邦政府、3. 連邦の公安官庁、4. 連邦軍、5. 連邦の学校官庁、6. 大学 >
	B. 裁判
第 4 章 州の立法及び執行	A. 総則
	B. 連邦首都ウィーン
第 5 章 自治行政	A. 自治体
	B. その他の自治行政
第 6 章 会計及び収支の検査	
第 7 章 憲法及び行政の保障	A. 州独立行政審判院
	B. 難民庇護裁判所
	C. 行政裁判所
	D. 憲法裁判所
第 8 章 オンブズマン委員会	
第 9 章 補則	

<sup>3</sup> 前掲『各国憲法集(3) オーストリア憲法』4頁。

<sup>4</sup> 表の作成及び本稿における条文の引用にあたっては、①前掲『各国憲法集(3) オーストリア憲法』、②高田敏著「オーストリア連邦」（『世界の憲法集 第四版』（有信堂、2009年）所収）等を参照した。ドイツ語の原文は、下記ウェブサイト等に掲載されている。

<http://www.verfassungen.de/at/indexheute.htm>

## 1 統治機構

### (1) 連邦総会 (Bundesversammlung)

連邦総会は、下院である「国民議会」(Nationalrat)と上院である「連邦議会」(Bundesrat)から構成される(両院制、38~40条)。

国民議会は、①連邦議会とともに連邦の立法を行うこと(24条)、②条約締結の承認を行うこと(50条)、③予算の承認を行うこと(51条)等の権限を有しており、連邦議会よりも強大な権限を有するといえる。国民議会は、連邦大統領による解散のほか、国民議会自ら解散することもできる(29条)。

連邦議会は、連邦の立法において州の利益を代表する役割が期待されているが、その権限は限られている。

連邦法律の立法提案は、①国民議会議員、連邦議会若しくは連邦議会議員の3分の1の動議又は連邦政府の提案、又は②10万人の有権者又は3つの州の有権者の6分の1による発案による(41条)。上記②は、「国民発案」という直接民主制的制度である。

法律案が連邦大統領により認証される前に、国民議会の議決又は国民議会議員の過半数の要求により、「国民投票」に付されることがある(43条)。これも、直接民主制的制度の1つである。

### (2) 連邦大統領 (Bundespräsident)

国家元首である「連邦大統領」は、国民の直接選挙で選ばれる(任期は6年、直後の再選は1回のみ。60条5項)。連邦首相及び連邦政府の閣僚の任命(70条1項)、国民議会の解散(29条1項)、連邦法律の認証(47条1項)等の権限を有する。連邦大統領は、その職務の執行につき、連邦総会に対して責任を負う(68条1項)。

### (3) 連邦政府 (Bundesregierung)

「連邦政府」は、連邦首相、副首相、連邦大臣で構成される連邦行政権の最高機関であり、連邦大統領と同列に位置づけられる。

連邦首相 (Bundeskanzler)は、連邦政府における首席の職にあるが、他の連邦大臣と同等の地位にあり、政策に関して他の連邦大臣を拘束する指針を策定する権限は無い。しかし実際上は、連邦大統領が各連邦大臣を任命・解任する際に連邦首相の推薦・同意を要することから、連邦首相は他の連邦大臣よりも優越的立場に立つといえる。

国民議会が連邦政府又は個別の閣僚に対して明示的な決定により信任を拒否した場合、連邦政府又は当該閣僚は解任される(74条1項)。これは、議院内閣制の表れとみることができる。

### (4) 司法

オーストリアでは、立法及び行政は連邦レベルと州レベルの両方において行われる。これに対し、司法は連邦レベルにおいてのみ行われ、州レベルでは行われないこととされている（82条1項）。

「通常裁判所」には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所及び区裁判所というように4段階の裁判所がある。通常裁判所には、違憲審査権は認められていない（89条1項）。もし裁判所が、法律又は命令の憲法適合性について疑念を抱いた場合は、憲法裁判所に対し、当該法律又は命令の廃止を求める申立てを行う（89条2項）。

オーストリアの「憲法裁判所」(Verfassungsgerichtshof) は、他の多くの国で導入された憲法裁判所のモデルとされてきた。憲法裁判所は、通常裁判所からは組織的に独立して憲法問題を扱う裁判所であるが、その権限は極めて多岐にわたっている（137～145条）。

「行政裁判所」(Verwaltungsgerichtshof) は、個人の権利を行政権から保護するとともに、行政の法律適合性を確保するという役割を有する。行政裁判所の審査の対象となる訴えには、①行政官庁（州独立行政審判院を含む）の処分に対する訴え、②行政官庁（州独立行政審判院を含む）の不作为による違法性を問題とする訴え等がある（130条1項）。但し、憲法裁判所の権限に関する事項、特許制度に関する事項等は、行政裁判所の権限から除外されている（133条）。

## （5）国土防衛

連邦憲法 9a 条 1 項によると、オーストリアは、「包括的な国土防衛」という立場をとるものとされている。連邦軍が軍事的な国土防衛を行う（79条1項）。オーストリアでは、男性の国民は兵役義務を負い、女性の国民は任意に軍人として役務を行う（同条3項）。また、良心的兵役拒否が認められているが、兵役を拒否し又は免除された者は、代替役務（文民役務）を行わなければならない（同条4項）。

## 2 人権

人権については、連邦憲法自体には、平等権及び公務員の政治的権利（7条）、言語上の少数者の権利（8条）等、いくつかのものしか規定されていない。人権については、「帝国議会に議席を有する王国及び州のための国民の一般的権利に関する 1867 年 12 月 21 日の国家基本法」<sup>5</sup>等が存在する。当該国家基本法は、伝統的な自由権を中心とした人権カタログを規定している。その他にも、欧州人権条約に規定された人権はオーストリアにおいて直接適用されると考えられており、その結果、人権の種類及び主体が拡充されている。

なお、連邦憲法は、オンブズマン (Volksanwaltschaft) 制度についても規定している。これは、行政機関に対する国民の苦情の処理、行政機関の活動に対する監視・告発等を行うことを職務とする。オンブズマン委員会は 3 名の委員で構成される（任期は 6 年、148g 条

<sup>5</sup> 同法の和訳については、①前掲『各国憲法集(3) オーストリア憲法』116～119 頁、②前掲・高田 130～131 頁に掲載されている。

1 項)。オンブズマン委員会に苦情を申し立てることができるのは、他の法的手段を利用できないもしくは利用し尽くした場合又は裁判所の審理が遅延している場合に限られる(148a 条 1 項・3 項)。また、オンブズマン委員会には、職権により調査する権限が認められている。このオンブズマン制度も、人権保障のための 1 つの手段と位置付けられよう。

### 3 法令及び判決例

オーストリアの法体系は、段階構造(下位の法規範は上位の法規範に適合していること)が採られている。即ち、最上位の法規範である連邦憲法、憲法法律及び EU 加盟条約の下に、連邦法と州法があり、その下に行政官庁の命令及び決定が位置づけられる。

裁判所の判決には、いわゆる判例拘束力は無いが、過去の判決例は論拠として事実上の影響力を有する。

### 4 欧州連合(EU)との関係

オーストリアは、1995 年 1 月 1 日に EU に加盟した。永世中立宣言との関係をどうとらえるかについてかつては議論があったが、現在では、EU 加盟国であることと、永世中立宣言とは矛盾しないと考えられている。

オーストリアの 1995 年の EU 加盟のため、連邦憲法の 1994 年改正により、EU に関する規定が「第 1 章」の「B」として追加された(23a~23k 条)。欧州議会議員の選挙(23a 条)、欧州委員会、欧州司法裁判所、会計検査院等の各種組織への構成員に関する提案(23c 条)、補完性原則違反の立法行為についての意見表明(23g 条)、補完性原則違反の場合の欧州司法裁判所への提訴(23h 条)等の詳細な規定が置かれている。

## III 民法

オーストリアの「一般民法典」(Allgemeines Bürgerliches Gesetzbuch, ABGB)は、1811 年に成立したものであり、世界最古の民法典の一つといわれている。全部で 1502 条あるが、他の欧州諸国の民法典と比べると、条文数が相対的に少ないといえる。

オーストリア一般民法典の主な体系は、表 2 のとおりである。その体系は、フランス民法典等と同じく、「法学提要方式」又は「インスティトゥティオネス(Institutiones)方式」と呼ばれるものとなっている。

表 2 : オーストリア一般民法典の主な体系<sup>6</sup>

---

<sup>6</sup> 表の作成にあたっては、①「民法(債権関係)の改正に関する論点の検討(21)」([www.moj.go.jp/content/000103650.pdf](http://www.moj.go.jp/content/000103650.pdf)) 54~60 頁、②松倉耕作著『オーストリア婚姻・離婚法』(嵯峨野書院、2005 年) 15 頁等を参照した。オーストリア民法典のドイツ語原文(BGBl. Nr. 118/2002)は、下記ウェブサイトに掲載されている。

編	章	節
序 民事法全般について		
第1編 人に関する法		第1節 人的特質及び人的関係に関する法
		第2節 婚姻法
		第3節 親子間の権利
		第4節 後見及び財産管理
第2編 財産に関する法	第1章 物的権利	財産及びその法的区分
		第1節 占有
		第2節 所有権
		第3節 先占による所有権の取得
		第4節 増加による所有権の取得
		第5節 譲渡による所有権の取得
		第6節 質権
		第7節 地役権
		第8節 相続権
		第9節 最終意思の表示全般、とくに遺言
		第10節 後位相続人及び信託遺贈
		第11節 遺贈
		第12節 最終意思の制限及び取消
		第13節 法定相続
		第14節 遺留分及び遺留分・相続分の算定
		第15節 遺産の占有
	第16節 共有及びその他の物的権利	
	第2章 人的財産権	第17節 契約及び法律行為全般
		第18節 贈与
		第19節 寄託
		第20節 使用貸借
		第21節 消費貸借
		第22節 委任その他の事務処理契約
		第23節 交換
		第24節 売買
		第25節 用益貸借契約、永子作契約及び永借地契約
第26節 役務提供に関する契約		

		第 27 節 財産の共有に関する契約
		第 28 節 夫婦財産契約
		第 29 節 射倖契約
		第 30 節 損害賠償及び補償請求権
第 3 編 人 に関する法 及び財産に 関する法に 共通する諸 規定		第 1 節 権利及び義務の担保
		第 2 節 権利及び義務の変更
		第 3 節 権利及び義務の消滅
		第 4 節 消滅時効及び取得時効

#### IV 商法・企業法

オーストリアの従来 of 商法等の法令が 2005 年 1 月 1 日に整理・統合され、名称も「企業法典」(Unternehmensgesetzbuch; UGB) に変更された (2007 年 1 月 1 日施行)。企業法典には、さまざまな種類の会社形態が規定されている。オーストリアで認められている会社形態や制度等は、基本的には、ドイツのものと類似しているといえる。

現在、オーストリアで設立が認められている主な会社は、表 3 のとおりである。

表 3 : オーストリアで設立が認められている主な会社

名称	ドイツ語	意味	法人格	分類
株式会社	Aktiengesellschaft (AG)	株主が株式の引受価額を限度とする有限の出資義務のみを負う会社。最低資本金は 70,000 ユーロ。原則として監査役会の設置が義務づけられる等、厳格な形式性が要求される	有	資本金会社
有限会社	Gesellschaft mit beschränkter Haftung (GmbH)	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う社員のみからなる会社。最低資本金は 35,000 ユーロ。最もよく利用される	有	資本金会社

有限会社 (ドイツ語の略称 : GmbH。発音は「ゲーエムベーハー」) は、実際に最もよく

利用される企業形態である。外国企業がオーストリア国内に現地法人（子会社）を設立する場合、表 3 のとおり、有限会社又は株式会社等とすることが可能であるし、また、外国企業はオーストリア国内に支店を設置することもできる。

## V 民事訴訟法

オーストリアでは、1781 年に「一般裁判所法典」(Allgemeine Gerichtsordnung) が制定された。これは、ドイツが初めて統一的な民事訴訟法を制定した 1877 年よりも約 100 年早かったことになる。オーストリアの一般裁判所法典では、当事者主義、書面主義、間接主義、非公開主義、同時提出主義及び法定証拠主義が採用されたが、実際には、著しい訴訟遅延を引き起こした<sup>7</sup>。その後、実務運用を踏まえた改革への努力が行われ、1895 年に、高名なフランツ・クライン (Franz Klein) の起草による「民事訴訟法典」が公布された。これは、公開主義、口頭主義、直接主義及び自由な証拠評価という原則の下、とくに社会的・経済的弱者であっても簡易・迅速かつ公正な裁判を受けることを可能とすることを目的とするものであった<sup>8</sup>。

現在のオーストリアでは、依然として、裁判の長期化及び高コストが問題とされており、より迅速かつ低廉な訴訟への改革が模索されている。

## VI 刑事法

オーストリアの刑法理論はドイツとの間で相互に影響を及ぼし合ってきたが、オーストリア独自の特徴がみられる。それは、オーストリアでは伝統的に、「構成要件を客観的行為面に限定し、主観的構成要件要素および主観的正当化要素の理論を否定し、目的的行為論＝人的違法論を拒絶し、客観的違法論を維持・貫徹しよう」と考えられてきた点である<sup>9</sup>。また、「統一的正犯概念」、即ち、「犯罪に複数人が共働した場合に、それが関与した者すべてを正犯として把握するというものであって、関与形式間の区別を認めないために法適用が簡略化される、さらに、伝統的な共犯体系とは異なり、他の関与者の処罰に左右されることなく各自が自己の答責性に従ってのみ処罰される」と考えられてきた点も特徴といえよう<sup>10</sup>。

<sup>7</sup> 松村和徳著「近年におけるオーストリア民事訴訟改革とその評価（1）」(『法政論叢—創刊号』(1994年)所収)10～11頁。

<sup>8</sup> 前掲・松村16～17頁。

<sup>9</sup> 振津隆行著「オーストリア刑法学研究序説（1）—オーストリアにおける犯罪論の展開について—」(『商学討究34(2)』(1983年)所収)87頁。

<sup>10</sup> ルネ・ブロイ著(佐川友佳子訳)「ドイツ及びオーストリアにおける統一的正犯論の近時の展開傾向」(『立命館法学 第303号』(2006年)所収)338頁。



## Ⅶ 参考資料

以上、オーストリア法の概要を簡単に紹介してきたが、オーストリア法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

オーストリア法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、英語による情報源及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「**The Austrian Legal System and Laws: a Brief Overview**」<sup>11</sup>等が参考になる。オーストリアの法令の調査は、オーストリア連邦首相府の法情報提供システム<sup>12</sup>で可能であるが、情報は基本的にドイツ語により提供されている。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.41 No.6』（国際商事法研究所、2013年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第9回 オーストリア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

---

<sup>11</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Austria1.htm>

<sup>12</sup> <http://www.ris.bka.gv.at/>